

第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十八号から第三十三号までを六号ずつ繰り上げる。

○財務省告示第三百三十九号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百四十四条第六号の規定に基づき、損害保険料控除の対象となる火災共済に係る契約を指定する件(昭和五十九年十月大蔵省告示第百二十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年分以後の所得税について適用する。

平成十六年七月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一